

葉山町公共工事低入札価格調査取扱い要領

(平成14年4月12日制定)

(平成18年4月1日改正)

(平成19年2月19日改正)

(平成21年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する原則として工事設計金額500万円以上の工事(以下「対象工事」という。)の請負契約で、最低制限価格を設けない入札の執行において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準及びその取扱いについて必要な事項を定める。

(低入札価格調査の基準)

第2条 対象工事に係る低入札価格調査の基準は、申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8の範囲内で、次条で定めるところにより算定して得た額(以下「調査基準額」という。)に満たない場合とする。

(調査基準額の算定)

第3条 調査基準額は、原則として予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合又は3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、これらの額とする。

(1) 直接工事費の額

(2) 共通仮設費の額

(3) 現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

2 前項第3号に規定する「現場管理費相当額」とは、土木工事にあつては現場管理費の額を、建築工事にあつては現場経費の額をいう。

3 第1項第1号に規定する「直接工事費」、同項第2号に規定する「共通仮設費」、前項に規定する「現場管理費」及び「現場経費」の用語の定義については、原則としてそれぞれ次の基準書等によるものとする。

(1) 土木工事基準積算基準書

(2) 建設省(国土交通省)建築工事積算基準

4 第1項の規定にかかわらず、専門工事等の特別な技術を要する工事の調査基準額は、予定価格の3分の2から10分の8の範囲内で適宜定める額とする。

(予定価格調書への調査基準額の記載)

第4条 調査基準額を定めたときは、葉山町契約規則(平成8年葉山町規則第2号)第15条に規定する予定価格調書に当該調査基準額を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札の公告又は通知書には、次に掲げる事項を記載するとともに、入札執行の際に説明し、入札参加者への周知徹底を図るものとする。

- (1) 最低入札価格が調査基準額を下回ったときは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、落札者を決定すること。
- (2) 調査基準額を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準額を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準額を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、調査基準額を下回る入札が行われたときは、入札参加者に対して落札の保留を宣言し、落札者については後日決定し入札参加者に通知することを告げて入札を終了する。

(調査及び事情聴取)

第7条 調査基準額を下回る価格で入札を行った者が、その入札価格で契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該入札者が、契約の内容に適合した履行ができる理由として主張する入札価格の内訳書の内容に関する事項
- (2) 当該入札者の施工体制、手持工事等に関する事項
- (3) 当該入札者の経営状況、信用状況等に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 必要があるときは、随時事情聴取を行うものとする。

(失格基準)

第8条 当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準として工事費内訳書における失格基準を別に定める。

(審査及び決定)

第9条 前条の規定による調査及び事情聴取の結果に基づき、葉山町契約指名業者選考特別委員会において審査し、契約の内容に適合した履行が可能か否かについて決定する。

(決定後の対応)

第10条 契約主管課長は、前条の決定後、遅滞なく次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を行うものとする。

- (1) 契約の内容に適合した履行がされると認められた場合

最低価格入札者から契約を適正に履行する旨の誓約書を徴し、最低価格入札者に落札者となったことを通知するとともに、他の入札参加者にその結果を通知するものとする。

- (2) 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合

最低価格入札者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち、最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とし、最低価格入札者に落札者とならない旨の通知をし、次順位者には落札者

となったことを通知するとともに、他の入札参加者にその結果を通知するものとする。
この場合において、次順位者の入札価格が調査基準額を下回るときは、前2条の規定を準用する。

- 2 調査基準額を下回る価格で入札を行った者が、その入札価格で契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合で、調査基準額を下回る価格で申込みをした者以外の者が予定価格の制限の範囲内にはないときは、落札者がないことを入札参加者に通知するものとし、速やかに入札を再開するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

低入札価格調査調書

(業者提出用)

工事の名称 _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

調査項目	内容
1 その価格により入札した理由（入札価格の内訳書の内容に沿って、できる限り具体的に説明してください。）	
2 契約対象工事付近の手持ち工事の状況	

3 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	
4 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件等）	
5 手持ち資材の状況	

6 資材購入先及び購入先 と入札者との関係	
7 手持ち機械の状況	
8 労務者の具体的供給見 通し	

9 過去に施工した公共工 事名及び発注者名（過去 2年間）	
10 下請契約予定業者名及 び契約予定額等	

低入札価格に関する調査表

(町審査用)

工事の名称 _____

調査項目	内 容
1～10までの事情聴取した結果についての検討	
9の公共工事の成績状況	
経営状況 (取引金融機関、保証会社等への照会)	

<p>信用状況</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建設業法違反の有無・ 賃金不払いの状況・ 下請代金の支払状況	
<p>その他の事項</p>	
<p>総合評価</p>	